

第2章 ベトナム

—農村振興政策の動向と新農村建設プログラム—

岡江 恭史

はじめに

ベトナムはかつて旧ソ連型中央計画経済体制下にあったが、1980年代から経済自由化・対外開放政策（いわゆるドイモイ政策）を採用したことによってその後高い経済成長率を示した。農林水産分野では、世界第2位のコメ輸出国であり、世界市場において重要な位置を占めている。

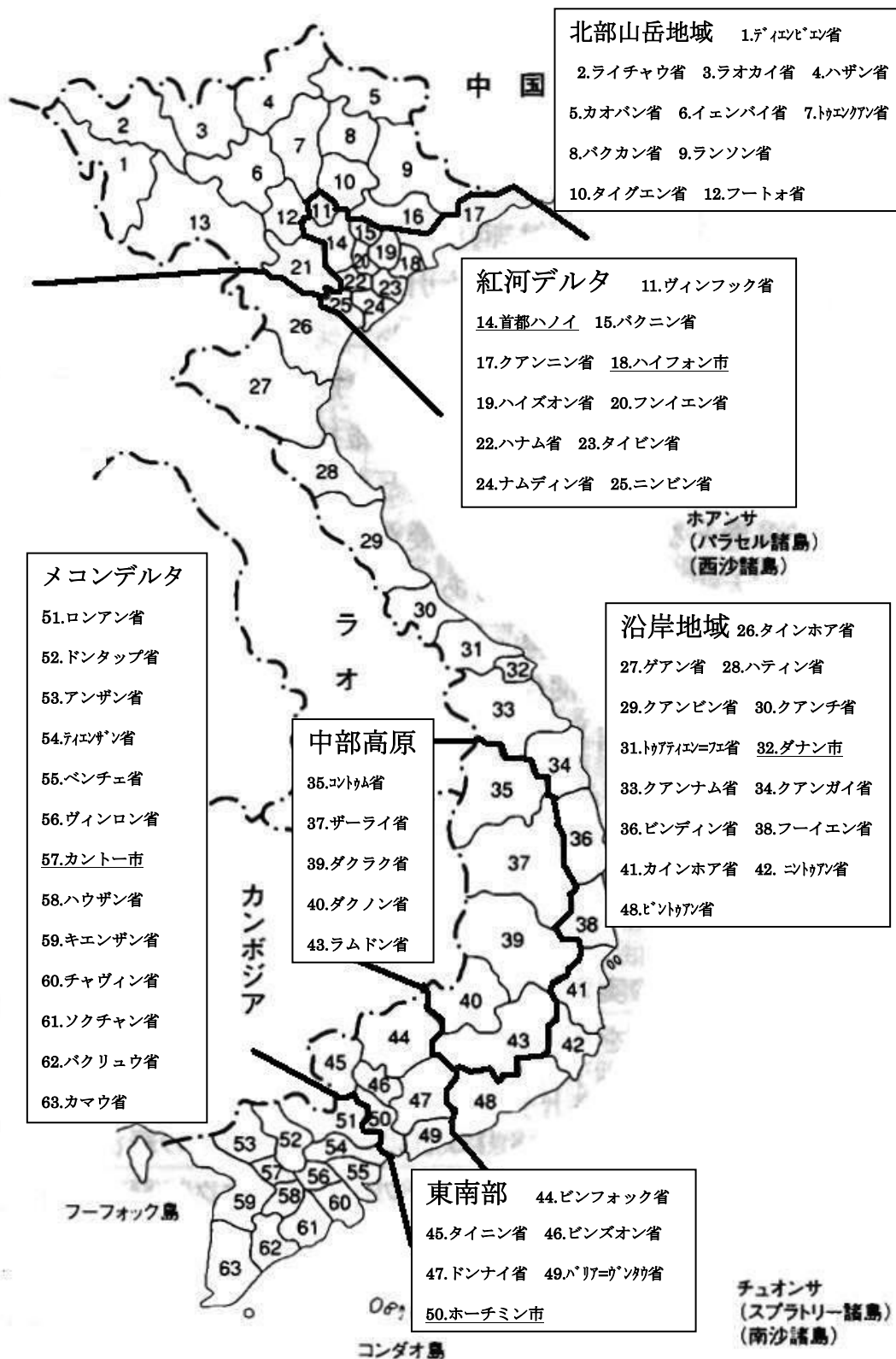
本章の構成は以下のとおりである。まず「1. ベトナムの概要と農村振興政策の動向」において、ベトナムの概要と農政史を振り返り、ドイモイ下での農村振興政策の動向を紹介する。「2. 新農村建設プログラム」において、近年農村振興政策として進められている新農村建設プログラムについて解説する。「3. 最近の農村振興政策の動向」でさらに最新の動向をまとめ、「4. おわりに」で全体をとりまとめる。

1. ベトナムの概要と農村振興政策の動向

(1) ベトナムの行政区分と自然環境

ベトナムの行政区分と自然環境を第1図に示す。ベトナムは大陸部東南アジア（インドシナ半島）の東端に位置し、南北1,650kmの細長い国土（東西の幅は最も狭いところで50kmもない）をしている。北に中国と、西にラオス・カンボジアと陸で国境を接する。また南シナ海（ベトナムではBien Dong（東海）と呼ぶ）を挟んでフィリピン・マレーシア等と向き合っている。ベトナムの国土面積は331,236 km²（日本全国から九州を除いた面積にほぼ相当）、人口は94,666千人（2018年）である（TCTK online）。国土のほとんどが山地であり、平地は南北両デルタ（紅河・メコン）とそれを結ぶ南シナ海沿いの狭隘^{きょうあい}な小平野のみである。民族区分では人口の8割以上を占めるベト族⁽¹⁾が主に平地に居住し、少数民族が山地に多く居住している。

地方行政組織としては63の省及び省と同格の中央直轄市（首都ハノイ・ハイフォン市・ダナン市・ホーチミン市・カントー市）が存在する。これら各地方省⁽²⁾には、さらに下位の地方行政区分として県（日本における郡レベル）が、各県にはさらに下位の地方行政区分として社（行政村レベル）が存在する。なおベトナムは第二次大戦後に社の合併が行われており、本章では「社」は全て、大戦以前の歴史的事実について言及する場合を除き、合併後の新社（現行政村）のことを指し、「村」とは合併前の旧社若しくはその分村として歴史的に存在した地域共同体を指すこととする。



第1図 ベトナムの地域区分

資料：アジア経済研究所(2020)のベトナム地図に筆者が加筆。

注. 下線が省と同格の中央直轄市。

また複数の地方省をまとめて、「紅河デルタ (Dong bang song Hong)」、「北部山岳地域 (Trung du va mien nui phia Bac)」、「沿岸地域 (Bac Trung Bo va duyen hai mien Trung)」、「中部高原 (Tay Nguyen)」、「東南部 (Dong Nam Bo)」、「メコンデルタ (Dong bang song Cuu Long)」という地域区分も用いられる。ベトナム各地域の面積と人口を第1表に示す。紅河デルタはベトナム国家発祥の地であり、ベトナムの王朝はここを拠点に山岳地域や南部へ支配を広げていった。人口密度は1,014人/km²とベトナムの中でも飛び抜けて高く、現在でも紅河デルタの農村から南部（特に中部高原やメコンデルタ）への移住が行われている。同地域は、コメ・野菜・養豚などの主産地でもある。

北部山岳地域は林地が約6割と多くの割合を占め、農地の割合は全国で最も少ない。またまた民族的にはタイ系の少数民族の居住地である。第二次世界大戦以来抗仏運動を続けたベトミン（ベトナム独立同盟）の最も重要な根拠地であったのも、フランスによる植民地支配の終えんを決定づけたディエンビエンフー（第1図の1.）の戦い（1954年）が行われたのもこの地域である。ちなみに2001～2011年の間、ベトナム共産党書記長（党のトップでベトナムの最高指導者）を務めたノン・ドゥック・マイン（Nong Duc Manh）は、この地方のバクカン省（第1図の8.）出身の少数民族である。これは、ベトナム共産党・政府が少数民族を含む国民統合の努力を進めてきた一つの到達点であると言える。またこの地域で主に栽培されていたたばこも、かつて輸入禁止措置によって保護されていたが、WTO加盟交渉の中で関税割当へと移行せざるをえなくなった。

南北両デルタを結ぶ沿岸地域は、農地として利用可能な面積が南シナ海に面した地域に限られている。中部高原地域は元来少数民族の居住地であったが、特に南北統一後に人口過密な北部（特に紅河デルタ）からの移民によってコーヒー等の生産地として開拓された。ベトナム最大の商業都市ホーチミン市（旧南ベトナム首都サイゴン）周辺の東南部は近年外国投資が盛んで工業やサービス業などが急速に発展しているが、農業分野でも近年コショウ栽培が盛んに行われている。メコンデルタは、フランス植民地時代に商業的農業生産地として本格的に開拓され、独立後も市場経済下で大規模農業が発展した。現在、コメ・水産養殖・果樹等の主産地である。

第1表 ベトナム各地域の面積と人口（2018年）

	全国	紅河 デルタ	北部山 岳地域	沿岸 地域	中部 高原	東南部	メコン デルタ
全面積 (km ²)	331,236	21,260	95,222	95,876	54,508	23,553	40,816
うち農地 (%)	34.7	37.2	22.3	22.9	44.5	57.7	64.1
林地 (%)	45.1	23.3	57.1	60.1	45.5	21.4	6.2
人口 (千人)	94,666	21,566	12,293	20,057	5,871	17,074	17,805
人口密度 (人/km ²)	286	1,014	129	209	108	725	436

資料：TCTK(online)より筆者作成。

(2) ベトナム農政史とドイモイ下の農村振興政策

1) ベトナム村落の特徴

フランスによる植民地化以前のベトナム王朝では、分裂や戦乱が続く中でかつて国有地(公田)を管理する単位だった「社」が、特に紅河デルタにおいては自立した村落共同体として成長していった。そして公田も村落の共有財産として公認された(桜井, 1987)。村落の行政に関しては、朝廷から官吏が直接派遣されることはなく、村民によって選出された組織が自治の担い手となっていた。村落自治を体現する「村の掟」は、「郷約」として成文化されるのが常であった(白石, 2002)。

このように、凝集力の強いベトナム村落に対して、中国村落はまとまりがなく、極めて流動性が高く、個人主義的・実力主義的な人間関係が支配的だった。凝集力の強い村落といえ、アジアでは日本の村落が典型例としてあげられる。斎藤仁は他のアジア諸国と対比して日本には、領域内の構成員に対して一種の行政権・司法権を行使し、さらに独自の財政権と財産権を持つ自治村落が存在することを主張した(斎藤, 1977)。ベトナム村落は行政権・財政権・司法権・警察権を持つ公権力的存在であり、さらに信仰の上でも村ごとに守護神(城隍神)が存在している。また公田という村落共有田も存在し、行政の下請けの機能も果たしており、日本の自治村落との類似点は多い。

2) ベトナム農業の集団化と脱集団化

第二次大戦後に北ベトナムで成立した共産政権下では、国家主導による大がかりな村落再編が行われ、共産中国にならった農業集団化も進められた。それまでの伝統村落は合併させられて新しい行政村(社)になり、集団農業生産の単位である農業合作社も大型化して社の範囲と同じになった。こうしてベトナム共産政権はベトナム史上初めて、個々の農民の生産活動まで関与することになった。しかし、中越の農業集団化は全く同じだったわけではない。中国では合作社のあとにさらに人民公社が結成された。人民公社は政治組織であるとともに農業生産組織でもあり(政社合一)、共同食堂のように個々人の生活まで管理することになった。これに対してベトナムの場合、農業集団化は合作社までで、人民公社は結成されなかった。また合作社が社と同じ範囲にまで拡大した時代でも、両者はあくまで別の組織であり続けた。このようにベトナム共産政権は、村落自治の伝統を持つ農民社会のプライベートな空間を完全には制圧できなかった。

1975年に東側陣営の北ベトナムが西側陣営の南ベトナムを占領・吸収することによってベトナム戦争は終結し、翌76年に統一ベトナム(ベトナム社会主義共和国)が発足した。ベトナム共産政権は、北部で行われていた統制経済・集団農業生産体制を南部にも強いたが、このことは商品作物の生産に適するように長年築き上げられてきた農業生産の仕組みを破壊することになり、生産放棄と深刻な食糧不足を引き起こした。その後共産政権は、破綻した経済を回復させるため、1979年には計画外の市場(自由市場)を承認する新経済政策(三尾, 1988)、1981年には農家世帯に作業を請け負わす共産党中央書記局100号指示

(DCSVN,1981), 1985年には配給制度廃止による単一市場・単一価格の形成(中臣, 2002)と、徐々に市場経済化・脱集団化政策を進めた。そして1986年の第6回党大会では、従来の統制経済システムを抜本的に変革して、市場原理を導入することを決定した。これはドイモイ(Doi moi)政策と呼ばれ、今日までの市場経済化路線を決定づけたといわれる(白石, 1993)。さらに1988年には共産党政治局10号決議(DCSVN,1988)によって、農家は税金と合作社基金(組合費)を支払ったのちには、生産物を自由に処分する権利を認められ、集団農業生産は事実上終えんを迎えた。

3) ドイモイの特徴と農村振興政策

1980年代から始めた一連の大胆な経済改革—農業の脱集団化、価格の自由化、民間経済部門の促進、貿易及び投資の自由化、為替レートの本一化、等—によって経済を安定させ高度成長を持続的にもたらしたベトナムを移行経済の成功例として評価した世界銀行の世界開発報告(World Bank,1996)が出されたのが1996年である。だが市場経済化の進行とともに貧富の格差が拡大するのは避けられず、上記報告書が出された正にその年に開かれた第8回党大会では、社会的公正の即時実現が主張された。当大会で採択された1996~2000年経済開発戦略には、①さらなる高度成長への志向、②雇用促進と各地域の均等開発(特に後進農山村・地域への社会政策の強化)という二つの特徴が現れている(竹内, 1997)。①とは国内における市場経済化と貿易・投資の対外開放(事実上の資本主義化)であり、②は社会的公正の実現(理念としての社会主義)である。ドイモイ政策は、この両者のバランスを取りながら進められることになった。特に②は、単なる貧困層向けの対策や条件不利地域対策というだけではなく、少数民族の国民統合という問題を含む重要問題である。

上記②の方針に沿って、1998年から農村振興に関わる二つの国家重点プログラム³⁾が始まった。一つは1998年首相決定133号(CPVN,1998a)による「飢餓撲滅・貧困削減プログラム」(主管省庁は労働傷病兵社会省)であり、2000年までに貧困家計比率を10%以下に削減することを目標に、融資・技術指導・インフラ整備など包括的な貧困対策を行うとしていた。同プログラムは2001年以降も継続している。もう一つが、1998年首相決定135号(CPVN,1998b)による通称「プログラム135」(主管省庁は省と同格の民族山岳委員会)であり、山岳地域・辺境地域の特別に困難な各社(行政村)住民の貧困家計比率を2005年までに25%以下に削減することを目標としている。同決定では、対象は各世帯の民族属性ではなく、社という行政範囲であるが、対象社は、交通アクセス・インフラ・識字率・農業形態(少数民族に多い焼畑農業をしている)などの基準から政府に指定され、実質的に山岳地の少数民族への援助となっており、具体的にはインフラ建設を中心としたプロジェクトを中央政府の予算で行うこととしている(坂田, 2004)。なお当初は2005年までのプログラムであったが、2006年に首相決定7号(CPVN,2006)が公布され、2006年以降も継続することになり、「プログラム135」の通称も継続して用いられている。なお1998年135号決定では、対象は「山岳地域・辺境地域の特別に困難な各社」だったが、2006年7号決定では「少数民族同胞地域・山岳地域の特別に困難な各社」と少数民族への援助をより明確にしている。

2. 新農村建設プログラム

(1) 新農村建設プログラムの概要

ドイモイ下の農村振興政策としては、前述のプログラムに加えて、新農村建設プログラムが2010年から開始された。そのきっかけは、2007～08年の世界的な米価高騰である。ベトナムにとって、コメは主食であるとともに重要な輸出産品であることから、国際米価高騰が国内物価上昇につながり、その社会的混乱を鎮めるため、農業農村問題が2008年7～8月に開催された第10期ベトナム共産党中央執行委員会第7回総会⁽⁴⁾において議論された。その結果出された「農業・農民・農村に関する26号決議」(DCSVN, 2008)で打ち出された新農村建設プログラムは、インフラ・経済改善・教育・環境などの認定基準を満たす社を「新農村」と認定・顕彰する政策である。

同決議を実現するために、具体的な19項目の新農村認定基準が2009年4月16日付け政府首相決定491号(CPVN, 2009)によって定められた。そして2010年6月4日付け政府首相決定800号(CPVN, 2010)によって、正式に新たな国家重点プログラムとして「新農村建設プログラム」(主管省庁は農業農村開発省)が開始されることになった。その中で、プログラム実施期間は2010～2020年とし、2015年までに20%の社が、2020年までに50%の社が新農村の基準に達することを目標とした。

なお19項目の新農村認定基準とは、計画分野の1項目(①計画)、社会経済インフラ分野の8項目(②交通, ③水利, ④電化, ⑤学校, ⑥文化施設, ⑦農村市場, ⑧通信, ⑨住民の住居)、経済と生産組織分野の4項目(⑩住民収入, ⑪貧困削減, ⑫労働構造, ⑬生産組織)、文化・社会・環境分野の4項目(⑭教育・訓練, ⑮医療, ⑯文化, ⑰環境)、政治システム分野の2項目(⑱行政システム, ⑲安寧秩序)であり、それぞれさらに下位の小項目が定められ、それを「達成」若しくは「**%以上達成」した場合にその項目の認定がなされ、全19項目全て達成できた行政村のみ「新農村」と認定されることになる。

2020年までの計画を定めた2010年800号決定は、2016年首相決定1600号(CPVN, 2016b)に代わった。2020年までに全国50%の社が新農村の基準に達するという目標は同様であるが、大きく変わったのは、地域ごとに達成目標が定められたことである。なお同プログラムでの地域は、「沿岸地域」がさらに南北に細分化され、7地域の区分となっている。具体的な地域目標は、「北部山岳地域」では28%、「紅河デルタ」では80%、「北部沿岸地域」では59%、「南部沿岸地域」では60%、「中部高原」では43%、「東南部」では83%、「メコンデルタ」は51%の社が新農村の基準に達するという目標となった。また全19達成基準項目中、1社平均15項目以上とする全国目標とともに、「北部山岳地域」では13.8、「紅河デルタ」では18.0、「北部沿岸地域」では16.5、「南部沿岸地域」では16.5、「中部高原」では15.2、「東南部」では17.5、「メコンデルタ」は16.6項目以上と地域ごとの目標も定められた。

また基準自体も2016年首相決定1980号(CPVN, 2016e)で修正された。第2表に1980号決定による認定基準を示す。19の項目自体に変化はないが、19項目の下小項目が39から49へと細分化された。具体的に変わった基準は、⑦農村市場, ⑩住民収入, ⑫労働構造, ⑭

教育・訓練，⑮医療が実現可能なものに修正された。また旧基準では中央が全て基準を決めていたが，幾つかは地方省レベルで基準を策定することになった。

第2表 2016年首相決定1980号による新農村認定基準

I. 計画分野

基準	基準内容	全国基準	地域ごとの基準						
			北部山岳地域	紅河デルタ	北部沿岸地域	南部沿岸地域	中部高原	東南部	メコンデルタ
1. 計画	1.1.期限内の社の計画の策定と公開	○	○	○	○	○	○	○	○
	1.2.計画管理方法と実行組織の決定・公布	○	○	○	○	○	○	○	○

II. 社会経済インフラ分野

基準	基準内容	全国基準	地域ごとの基準						
			北部山岳地域	紅河デルタ	北部沿岸地域	南部沿岸地域	中部高原	東南部	メコンデルタ
2. 交通	2.1.社の道路及び社の中心地から県の道路に至る道路が舗装されており，自動車の往來に支障がないこと	各省人民委員会が，計画・現地の条件・社会経済発展の需要に合致し，かつ現地の交通体系と接続できるような具体的な規程を作成する。							
	2.2.各村の中心道路及び村々を結ぶ道路が舗装されており，自動車の往來に支障がないこと								
	2.3.村内の道路が清潔で雨季にぬかるみにならないこと								
	2.4.農地から住宅地までの道路が物品の運搬に支障がないこと								
3. 水利	3.1.農業生産地の80%以上がかんがい可能であること	各省人民委員会が，気候変動の下で農作物生産が持続的に発展する地域を形成するための農業生産構造に向けての目標に合致するような具体的な規程を作成する。							
	3.2.水利システムが住民の生活上の需要に合致しており，その地域の災害対策の規程に沿っていること								○
4. 電化	4.1.電気システムが基準に達していること	○	○	○	○	○	○	○	
	4.2.電気を各電源から安全に常時使用している世帯の割合	98 % 以上	95 % 以上	99 % 以上	98 % 以上	98 % 以上	98 % 以上	99 % 以上	98 % 以上
5. 学校	施設と教育設備が国家の基準に達している中学校までの各級学校の割合	80 % 以上	70 % 以上	100%	80 % 以上	80 % 以上	70 % 以上	100%	70 % 以上
6. 文化施設	6.1.全住民の文化生活と運動のための集会所若しくは多目的会場及び運動場が社にあること	各省人民委員会が，実際の条件・地域共同体の需要・民族ごとの文化特性に合致するような具体的な規程を作成する。							
	6.2.規程に沿った児童と高齢者のための遊びと運動の場が社にあること								
	6.3.地域共同体のための集会所若しくは文化生活と運動の場がある村の割合								100%
7. 農村市場	7.1.農村市場若しくは売買・商品交換の場が社にあること	各省人民委員会が，実際の条件・社会経済発展の需要・民族ごとの文化特性に合致するような具体的な規程を作成する。							

8. 通信	8.1.郵便施設が社にあること	各省人民委員会が、実際の条件と社ごとの各組織・地域共同体の需要に合致するような具体的な規程を作成する。							
	8.2.電気通信・インターネット施設が社にあること								
	8.3.ラジオと各村へ伝達する拡声器の設備が社にあること								
	8.4.社の管理行政事務において情報処理機器があること								
9. 住民 の住 居	9.1.仮設住宅、あばら屋	無い	無い	無い	無い	無い	無い	無い	無い
	9.2.基準に達している住居に住んでいる世帯の割合	80 % 以上	75 % 以上	90 % 以上	80 % 以上	80 % 以上	75 % 以上	90 % 以上	70 % 以上

Ⅲ. 経済と生産組織分野

基準	基準内容	全国 基準	地域ごとの基準						
			北部山 岳地域	紅河 デルタ	北部沿 岸地域	南部沿 岸地域	中部 高原	東南部	メコン デルタ
10. 住民 収入	2020年までの農村地域における一人当たり平均収入 (百万ドン)	45 以上	36 以上	50 以上	36 以上	41 以上	41 以上	59 以上	50 以上
11. 貧困 削減	2016～2020年段階における貧困世帯比率	6 % 以下	12 % 以下	2 % 以下	5 % 以下	5 % 以下	7 % 以下	1 % 以下	4 % 以下
12. 労働 構造	労働可能人口のうち実際に職のある人の割合	90 % 以上	○	○	○	○	○	○	○
13. 生産 組織	13.1. 2012年合作社法の規程に沿った活動をしている合作社が社にあること	○	○	○	○	○	○	○	○
	13.2. 社における農産物の生産が主要消費地と密接に結ばれていること	○	○	○	○	○	○	○	○

Ⅳ. 文化・社会・環境分野

基準	基準内容	全国 基準	地域ごとの基準						
			北部山 岳地域	紅河 デルタ	北部沿 岸地域	南部沿 岸地域	中部 高原	東南部	メコン デルタ
14. 教育 ・ 訓練	14.1. 5歳以下の以上への保育園、規定年齢に沿った小学校、中学校が存在し、非識字者が存在しないこと	○	○	○	○	○	○	○	○
	14.2. 中学卒業生のうち続けて進学できた者の割合	85 % 以上	70 % 以上	90 % 以上	85 % 以上	85 % 以上	70 % 以上	90 % 以上	80 % 以上
	14.3. 職業訓練を受けた労働者の割合	40 % 以上	25 % 以上	45 % 以上	40 % 以上	40 % 以上	25 % 以上	45 % 以上	25 % 以上

15. 医療	15.1.健康保険に加入している人間の割合	85%以上	○	○	○	○	○	○	○	
	15.2.社が医療に関する国家基準に達していること	○	○	○	○	○	○	○	○	
	15.3.5歳以下の栄養失調児の割合	21.8%以下	26.7%以下	13.9%以下	24.2%以下	24.2%以下	31.4%以下	14.3%以下	20.5%以下	
16. 文化	規程に沿った文化基準に達している村の割合	70%以上	○	○	○	○	○	○	○	
17. 環境	17.1.衛生的な水と浄化された水を使用できる世帯の割合	95%以上 (60%以上が浄化)	90%以上 (50%)	98%以上 (65%)	98%以上 (60%)	95%以上 (60%)	95%以上 (50%)	98%以上 (65%)	95%以上 (65%)	
	17.2.環境保全基準に達している生産経営・水産養殖・伝統工芸の経営体の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	17.3.緑豊かで清潔で美しく安全な環境にある景観を築いていること	○	○	○	○	○	○	○	○	
	17.4.計画に沿って規程に合致した埋葬が行われていること	各省人民委員会が、実際の条件・民族ごとの文化特性に合致するような具体的な規程を作成する。								
	17.5.住宅地及び経営体で排出された固形廃棄物及び排水が規程に沿って回収・処理されること	○	○	○	○	○	○	○	○	
	17.6.衛生基準に達した便所・浴室・貯水槽を持つ世帯の割合	85%以上	70%以上	90%以上	85%以上	85%以上	70%以上	90%以上	70%以上	
	17.7.畜産世帯のうち、環境保全基準に達している畜舎を持つ世帯の割合	70%以上	60%以上	80%以上	70%以上	75%以上	60%以上	80%以上	70%以上	
	17.8.食品製造・販売をしている経営体のうち、食品安全の各規程を遵守している経営体の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

V. 政治システム分野

基準	基準内容	全国基準	地域ごとの基準						
			北部山岳地域	紅河デルタ	北部沿岸地域	南部沿岸地域	中部高原	東南部	メコンデルタ
18. 行政システム	18.1.幹部および職員が基準に達していること	○	○	○	○	○	○	○	○
	18.2.基礎的な政治単位において規程に沿った十分な団体が存在していること	○	○	○	○	○	○	○	○
	18.3.共産党支部及び社の行政が「清潔で力強い」基準に達していること	○	○	○	○	○	○	○	○
	18.4.「良」以上の分類にある社内の政治社会団体の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	18.5.規程に沿って法令へアクセスできること	○	○	○	○	○	○	○	○
	18.6.男女平等と家庭内暴力防止が保障されていること	○	○	○	○	○	○	○	○
19. 安寧秩序	19.1.国防の規程に完全に合致した民兵組織が形成されていること	○	○	○	○	○	○	○	○
	19.2.安寧と社会秩序に関する安全基準に達し、住民の平穏が保障されていること	○	○	○	○	○	○	○	○

資料：2016年首相決定1980号(CPVN, 2016e)。

注。「○」は基準内容に達していることを示す。

新農村建設プログラムは、その行動を指導・監督する指導委員会⁽⁵⁾と、実施機関である新農村調整事務局 (Van phong Dieu phoi nong thon moi) によって行われ、それぞれの委員会が中央 (国レベル) と各行政レベルに存在する。中央の指導委員会では副首相が委員長を、関連の深い農業農村開発省と労働傷病兵社会省を担当する2大臣が副委員長を、その他の省庁の次官や各団体幹部が委員を務めており、ベトナム国家機関全体で責任を持つ形にしている。また各地方行政レベルでは、地域の最高指導者である共産党支部書記が各地域の指導委員会委員長を務める。中央の新農村調整事務局は農業農村開発省の中に置かれている。これは2010年首相決定800号で、農業農村開発省が新農村建設プログラムを実質的に仕切る (予算の投資計画省・財務省への要求、プログラム進捗状況の監督・検査・政府への報告など) ことと規定されていることに沿っている。また各地方行政レベルの新農村調整事務局は、それぞれの農政担当部局 (省レベルでは省農業局、省の下の県レベルでは県農業局若しくは経済局、末端の社レベルでは農政担当職員) が担当する (CPVN, 2016c)。

なお財源に関しては、首相決定800号では、これまでの各国家プログラム予算の利用が23%、新農村建設プログラム専用の国家予算が17%、借入れが30%、企業からの投資が20%、住民からのカンパが10%となっている。なお国家予算から直接支出されるのは、計画策定業務、各種インフラ (社中心地への道路、社本部、学校、保健所、集会所)、幹部への訓練費用に限られる。

(2) 新農村建設プログラムの特徴と国際比較

ベトナムの新農村建設プログラムに関しては、「新農村」という名称も内容も中国の政策を参考にしたものであるとの指摘 (坂田, 2012) もある。確かに、同プログラムを打ち出した2008年26号決議の「農業・農民・農村」という文言は中国の三農問題を意識した可能性が高い。また中国において「社会主義新農村建設」が打ち出されたのも2006年とベトナムより早く、農村におけるインフラ・経済改善・教育などの向上を図るという点 (陳, 2008) で共通点も多い。しかし中国にはないベトナムの新農村建設事業の独自性として筆者は、基準^⑩「文化」に「規定に沿った文化基準に達している村の割合 (70%以上)」があることを指摘したい。「規定に沿った文化基準に達している村」とは一般に「文化村 (Lang Van Hoa)」と呼ばれるものである。

「文化村」は元々1960~70年代においては特色ある伝統文化を持つ村にだけ与えられた名称であったが、1980年代に入ると新しい文化施設などの数量の指標に達した農村の称号となった。それが1990年代に入ってから、かつてのムラの郷約にあたる「規約」を策定する「文化村」運動が展開されるようになった。さらに1993年1月に開催された第7期ベトナム共産党中央執行委員会第4回総会において「今後数年間の文化・文芸の任務についての決議」が出され、「祭りの組織」、「家族・住民共同体の確立」などの共同体的生活の再建が「文化村」建設キャンペーンを通して行われるようになった (今井, 2002)。「文化村」に関する実地調査は、これまで文化人類学者によって幾つか行われている。ハティン省 (第1

図の 28) で調査した加藤敦典は文化村認定制度を「ムラの名譽を担保にとって、住民を動員・統制する制度」(加藤, 2009) ととらえた。またビントゥアン省(第1図の 48) の少数民族チャム族地区で調査した吉本康子は、共産党・政府にとって望ましい文化(愛国心をかん養するものや、民族文化として保存することによって観光に使えるもの)と望ましくない文化(不衛生な習慣や、「迷信異端」とみなされるもの)を選別するためのもの(吉本, 2011) ととらえた。彼らの観点は主に国家と国民の関係によって、国家(共産党・政府)が国民を統制する道具として「文化」概念を利用しているというものである。これらの研究は、現代ベトナムにおける「文化」の理解から肯定できるが、筆者はそれに加えて文化村認定制度の大きな特徴を指摘しておきたい。

「文化村」の認定基準として文化スポーツ観光省の 2011 年 10 月 10 日付け通達 12 号 (BVHTTDL, 2011) があり、そこでの基準を第3表にまとめた。その中で大項目の「5. コミュニティでの相互扶助」、さらに小項目の「2-1. 文化省の基準に沿った村の集会所、運動場があること」、「2-2. 40%以上の人口が、コミュニティの文化・スポーツ事業に参加していること」、「2-3. 70%以上の世帯が冠婚葬祭に関する規定に忠実であること」、「4-2. コミュニティにおける紛争解決が機能していること」など、コミュニティの団結を重視し奨励する基準が多く存在するのが大きな特徴である。関連する政策として、1998 年の「社における民主実現制度規定」が存在する。加藤敦典は、この「民主」概念を「地域住民による自己統御」を意味していると解説し、ベトナム国内での議論では村落共同体の自主管理能力の回復と強化の必要性が強調されていることを紹介している。その上でこの規定は、ベトナム政府が従来国家丸抱えで行ってきた農村開発の管理と運営の一部を住民の自主管理と自助努力にゆだねる体制を作り上げることを目指したものだとして指摘している(加藤, 2004)。

なお中国においても 1987 年の「農村の基層政權建設工作の強化に関する通知」などによって、国家の手を煩わせることなく自前で末端の公共的事業と秩序の維持を肩代わりする「行政村」の枠組みを強化しようとする方向にはある。しかし、これは田原史起が指摘するように「中国史上普遍的には見出すことのできなかつた「村民」という新しいカテゴリーの創造」に向けての国家的な試み(田原, 2000)であり、伝統村落の自主管理能力の回復を図るベトナムとは大いに事情が異なる。

伝統的な村落結合を通じて住民を動員して政策を実現しようとする点では、ベトナムの新農村建設プログラムは、中国よりむしろ日本の農村振興政策と類似している。以下、ベトナムとの比較を念頭に置いた上で、近代日本(明治以降)の農村振興政策を紹介する。近代最初の農村振興運動は、明治 30 年代からの町村是運動である。町村是とは各町村による振興計画であり、この運動は民間の自主的団体である農会が推進母体となったことが示すように、政府による保護政策の要求ではなく自力更生的色彩の強い運動であった。だがその後、帝国農会の成立によって系統組織が整備されるとともに、農会は半官半民的性格を強め、町村是運動も政府の主導性が強くなる。昭和初期の農山漁村経済更生運動ではより政府の主導性が強くなり、全国の町村に更生計画を立てさせて補助金を交付した。当時の大臣訓令に「隣保共助精神ヲ活用シ・・・農山漁村ニ於ケル産業及経済ノ計画的組織的刷新ヲ企画」と

第3表 「文化村」の認定基準 (2011年)

大項目	小項目
1. 経済の安定、 着実な発展	1-1. 所在する省平均より貧困世帯比率が低いこと。 1-2. 粗末な家屋が少ないこと。 1-3. 科学的で効果的な活動が行われていること。 1-4. 就業労働者比率、一人あたり年間収入が平均以上あること。 1-5. 80%以上の世帯が新農村建設運動、コミュニティにおける経済社会基盤建設に参加していること。
2. 精神的に充足 した文化的な生 活	2-1. 文化省の基準に沿った村の集会所、運動場があること。 2-2. 40%以上の人口が、コミュニティの文化・スポーツ事業に参加していること。 2-3. 70%以上の世帯が冠婚葬祭に関する規定に忠実であること。 2-4. コミュニティの中で社会悪に染まった人間がいないこと。 2-5. 70%以上の世帯が「文化家族」に認定され、うち50%以上の世帯が3年以上公認されていること。 2-6. 子供の就学率が100%であること。 2-7. 伝染病を広めないこと、食品中毒をおこさないこと、栄養失調の子供の率を下げていること、子供が予防接種を、妊娠女性が定期検査を受けられること。 2-8. 家族計画が実行されていること。 2-9. 歴史文化遺産・名所旧跡の保護、地域における伝統的な文化生活・民間スポーツの維持。
3. 景観・環境が 美しいこと	3-1. ゴミの集中処理施設が基準に達していること。 3-2. 生活用水・シャワー室・便所の衛生環境が基準に達している世帯の割合が平均以上あること。 3-3. 家屋、公共建築物、墓地が基準に沿って建設されていること。 3-4. 住民の衛生観念を啓発する運動が実施されていること。
4. 党の方針及び 政府の政策・法律 に忠実であるこ と	4-1. 90%以上の世帯に対して党の方針及び政府（中央及び地方）の政策・法律が周知されていること。 4-2. コミュニティにおける紛争解決が機能していること。 4-3. 社会の安定秩序が維持され、法律に違反する住民がいないこと。 4-4. 住民が共産党支部や地方行政に参加することによって、その活動を監査する権利を有すること。
5. コミュニティ での相互扶助	5-1. 相互扶助に関する国家の政策が実現されていること。 5-2. 天災被災者・困窮家族・独居老人・孤児・障害者・枯れ薬剤被害者などの不幸な人たちに対する人道援助の活動が行われていること。

資料：文化スポーツ観光省 2011年10月10日付け通達12号 (BVHTTDL, 2011)

あるように(田中, 1977), 伝統的な村落結合を農村振興に活用しようという政府の意図は, 現代ベトナムと同様である。

戦後の昭和 31 年度からは新農山漁村建設総合対策が始まり, これも通称「新農村建設」と呼ばれた。各地域が自主的に立てた振興計画に対して国が援助を行う形は戦前の農山漁村経済更生運動と戦後の「新農村建設」で共通しているが, 前者が自給自足的共同体への回帰を目指したのに対し, 後者は農産物の市場競争力の強化を目指しての主産地形成を目標として共同化を進めた。その実行のために, 各地域に農山漁村振興協議会が設置された。同会は行政機関, 農林漁業団体及び青年婦人組織等の代表者で構成されていた。また同事業を機に系統農協が, 生産・流通及び融資の面で農村内での影響力を強めていった。同事業予算のほとんどは土地整備・施設建設等の生産関連にあてられた(農林省編, 1965)が, 昭和 47 年度に始まった農村基盤総合整備パイロット事業(総パ事業)では, 農業生産基盤整備とともにそれと一体的な農村生活環境基盤整備を総合的に実施することとなった。さらに昭和 48 年度からは立ち後れている農村集落の生活環境整備に重点を置いた農村総合整備モデル事業(農村モデル事業)も始まった(大橋, 1998)。

このようにベトナムと類似点の多い日本の農村振興政策だが, 相違点として, 要望のあった地域を援助対象とする日本に対して, ベトナムでは全農村地域を対象に細かい数値目標が政府によって設定されている等, 国家による関与がより強いことがあげられる。これは元々日本では民間から起こった自力更生運動を政府が利用したのに対して, ベトナムでは最初から政府主導だったという歴史的経緯の違いとともに, いまなお社会主義を国家理念として掲げるベトナムの事情もあると思われる。

(3) 新農村建設プログラムの進捗状況

2019 年 10 月 20 日に, 2010~2020 年段階新農村建設プログラムの総括全国会議(Hoi nghi toan quoc tong ket Chuong trinh muc tieu quoc gia xay dung nong thon moi giai doan 2010-2020)が開催された。そこにおける指導委員会の 10 年総括報告(BCDTUCTMTQG, 2019)から, プログラムの進捗状況を紹介する。

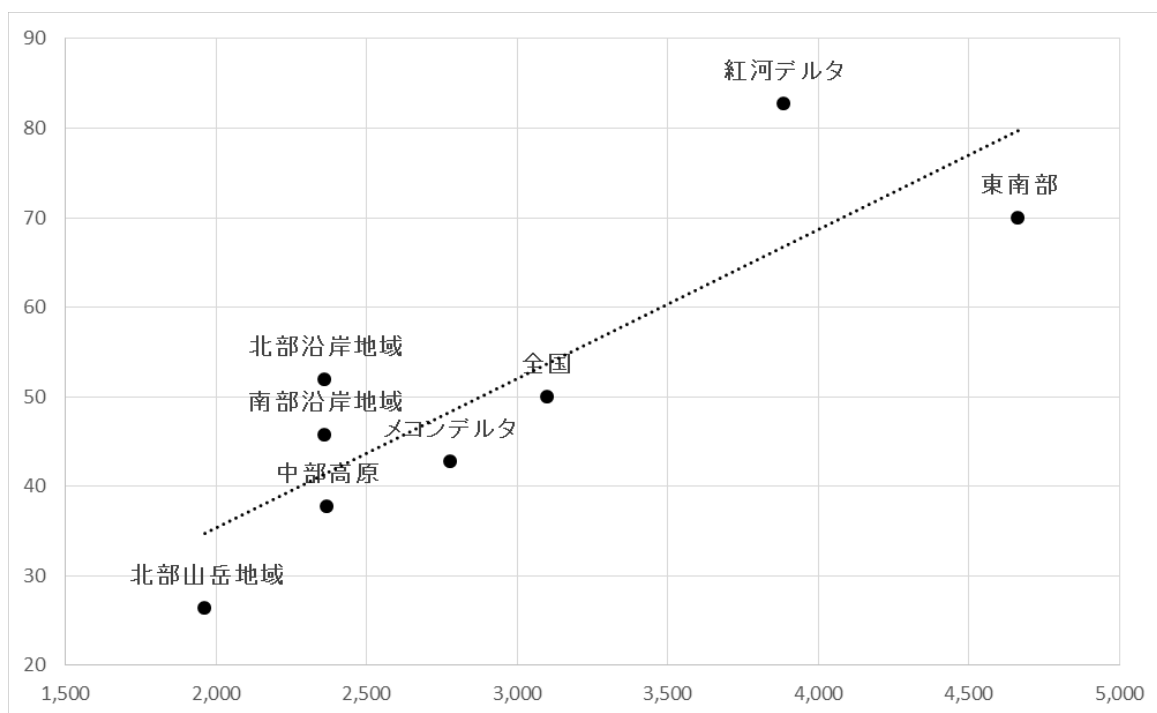
第 4 表に, 全国及び地域別の 2019 年 6 月 30 日までの新農村認定社の割合と, 2016 年首相決定 1600 号で 2020 年までの目標とされた割合を示す。全国レベルでは既に 50%以上の社という目標が達成されているものの, 地域別では達成済みなのは紅河デルタだけである。さらに第 2 図に, 全国及び地域別の新農村認定社の割合と, 「2016 年生活水準統計」(TCTK, 2018)による一人あたりの各地域の平均月収を示す。地域ごとの新農村認定社の割合と平均月収には相関があり, 収入が高い地域ほど認定社の割合も高いことがわかる。これはそうした地域ほどインフラ整備を進めて認定基準を満たす経済力があるためと考えられる。なお紅河デルタにおいてのみ, 近似曲線より極端に認定社の割合が高い。これらの事実は, 紅河デルタでは村落共同体の結合が強いという文化的な背景が関係していると思われる。新農村建設プログラムの実行に際しては, 末端の村落共同体(共産政権以前の旧村)を動員して行うので, 結合の強弱が新農村認定の割合に関係しているのであろう。

第4表 新農村認定社割合の目標と結果（％）

	2010年	2019年	2020年目標
全国	0	50.01	50
北部山岳地域	0	26.45	28
紅河デルタ	0	82.74	80
北部沿岸地域	0	51.92	59
南部沿岸地域	0	45.82	60
中部高原	0	37.73	43
東南部	0	70.00	83
メコンデルタ	0	42.77	51

資料：指導委員会の10年総括報告（BCDTUCTMTQG（2019））。

注。「2010年」とは2010年12月31日時点の割合、「2019年」とは2019年6月30日時点の割合、「2020年目標」とは2016年首相決定1600号で2020年までの目標とされた割合。



第2図 地域ごとの新農村認定社の割合（％）と平均月収（千ベトナムドン）

資料：「10年総括報告」（BCDTUCTMTQG, 2019）と「2016年生活水準統計」（TCTK, 2018）より筆者作成。

注。「2016年生活水準統計」では、「沿岸地域」が南北に細分化されていないので、「北部沿岸地域」、「南部沿岸地域」の平均月収は同値とした。

第5表 分野ごと・達成状況ごとの各基準分類

	70%以上の村が達成	70%未満の村が達成
計画分野	①計画	
インフラ分野	③水利, ④電化, ⑦農村市場, ⑧通信, ⑨住民の住居	②交通, ⑤学校設備, ⑥文化施設
経済と生産組織分野	⑫労働構造, ⑬生産組織	⑩住民収入, ⑪貧困削減
文化・社会・環境分野	⑭教育・訓練, ⑮医療, ⑯文化	⑰環境
政治システム分野	⑱行政システム, ⑲安寧秩序	

資料：指導委員会の10年総括報告 (BCDUCTMTQG, 2019)。

19基準を、分野別及び2019年6月末時点での達成状況別にまとめたのが第5表である。②交通, ⑤学校設備, ⑥文化施設, ⑩住民収入, ⑪貧困削減, ⑰環境, といった住民の生活や経済などに関わる多くの基準が達成できていない。ただしインフラ整備の中でも、生活の基本である⑨住民の住居, 住民管理に必要な⑧通信, そして生産に直結する③水利, ④電化, ⑦農村市場, は達成できており, 政府が重点的に整備してきたことがわかる。

財源に関しては、2010～19年の結果で、これまでの各国家プログラム予算の利用が14.5%, 新農村建設プログラム専用の国家予算が13.2% (中央政府が直接執行したのが2.2%, 地方政府を通して執行したのが11.0%), 借入れが57.6%, 企業からの投資が4.9%, 住民からのカンパが9.8%となっている。2010年開始当初の計画 (首相決定800号) と比較すれば, 国家予算と企業投資が足りず, その分借入れでまかなっている。

新農村建設プログラムは、生産と生活の双方を含む全面的な農村支援を目標とする画期的な政策である。しかし、中央の指示により進められているにもかかわらず、地域の自助努力に依存していて予算措置は不十分であり、現実に達成されたものは生産面に偏っているという問題を抱えている。

3. 最近の農村振興政策の動向

「(2) 3) ドイモイの特徴と農村振興政策」で紹介した「飢餓撲滅・貧困削減プログラム」は、その後も継続して実行されており、2012～2015年の期間から、「持続的な貧困削減プログラム」と改称し、少数民族対策の「プログラム135」の内容を含むこととした (CPVN, 2012)。こうして少数民族のための独立した国家重点プログラムは消失し、貧困対策として重複する事項が多かった二つのプログラムは統一された。しかし、2016～2020年の「持続的な貧困削減プログラム」では構成プロジェクトの一つ⁶⁾として「プログラム135」の名称が復活した (CPVN, 2016d)。さらに、2021年からは、「持続的な貧困削減プログラム」とは独立して、「プログラム135」が復活した (CPVN, 2021)。ベトナム政府関係者の話では、「貧

困削減プログラム」の主管省庁は労働傷病兵社会省であるが、少数民族地域を対象とした貧困対策では民族山岳委員会を通す必要があり、二つの省庁の連携が難しく、結局民族山岳委員会を主管省庁とする「プログラム 135」が復活したとのことである⁽⁷⁾。筆者はそれに加えて複雑化する国際環境の中で国民統合の重要性が高まったのではないかと推察する。

なお 2020 年で終了予定だった「新農村建設プログラム」も、2021 年以降も継続して行われることが決定しており、現在三つの国家重点プログラムが農村振興政策として展開中である。

4. おわりに

1986 年からの市場経済化（ドイモイ政策）はベトナムに経済発展をもたらしたが、同時に格差拡大ももたらし、社会主義の建前や多民族国家の国民統合のためにも、ドイモイ 10 年目の 1998 年から貧困削減と少数民族対策の二つの国家重点プログラムが始まった。

さらに 2007～08 年の世界的な米価高騰による社会的混乱を経て、農業・農民・農村に関する重要性があらためて認識され、2010 年から新たな国家重点プログラムとして新農村建設プログラムが導入された。同プログラムは、政府の定める基準を満たす社（行政村）を「新農村」と認定・顕彰する政策である。同プログラムは、全面的な農村支援として画期的な政策であるが、中央の指示により進められているにも関わらず、地域の自助努力に依存していて予算措置は不十分である問題を抱えている。

注 (1) ベトナムではキン（Kinh, 京）族と呼ばれるが、本章ではわかりやすくベト族と記述する。

(2) 本章において「各地方省」という場合には、中央直轄市も含める。

(3) ベトナム語原文では「chuong trinh muc tieu quoc gia（直訳すると「国家目標プログラム」）。各省庁へ分配される予算とは別枠の省庁横断的な特別プログラムである

(4) ベトナム共産党の最高機関は5年に一回開催される党大会である。党大会が党としての基本方針を決定し、それを具体化するための政策などを決定するのが、党大会で選出される中央執行委員会である。中央執行委員会の任期は次の党大会までであり、同委員会の定例会議（総会）には通し番号が付される（白石, 2000）。本文中の「第10期ベトナム共産党中央執行委員会第7回総会」は、第10回党大会で選出された第10期中央執行委員会の第7回総会のことである。

(5) 指導委員会は、正規名称を各国家重点プログラム指導委員会（Ban Chi dao Trung uong cac chuong trinh muc tieu quoc gia）といい、2016年当時展開されていた二つの各国家重点プログラム（新農村建設と貧困削減）の指導・監督を行うこととされていた（CPVN, 2016a）。

(6) 構成するもう一つの重要なプロジェクトとして 2008 年政府決議 30a 号に基づく「プロジェクト 30a」（CPVN, 2008）があり、貧困地域対策として、インフラ整備・生産支援・海外出稼ぎ支援などが含まれる。

(7) 逆に現場の社（行政村）レベルでは、これまで補助金等の窓口が労働傷病兵社会省に一本化されていたのが、2021 年からは民族山岳委員会も加わったことになる。そのため要望事項はどちらのプロジェクトが適切かの判断や重複しないようにするための事務負担が増加することになった。

[引用文献]

【日本語文献】

- アジア経済研究所(2020)『アジア動向年報 2020』アジア経済研究所.
- 今井昭夫(2002)「ドイモイ下のベトナムにおける包括的文化政策の形成と展開」『東京外国語大学論集』64.
- 大橋欣治 (1998)「農村整備事業のあゆみ」『農業土木学会誌』66 巻4号.
- 加藤敦典(2004)「ベトナムにおける「民主」化と村落共同体－「基層レベルにおける民主制度規定」の分析より－」『年報 人間科学』25.
- 加藤敦典(2009)「「文化的むら」をめぐる「騒ぎ」－ベトナムにおける国家と住民の関係性をめぐる政策の人類学－」『南山考人』37.
- 斎藤仁(1977)「農村協同組合の組織基盤としての村落」『農村研究』44.
- 坂田正三 (2004)「ベトナムの貧困削減政策－ベトナム指導層の認識とその変化の背景」『国際経済参入期のベトナム』アジア経済研究所
- 坂田正三(2012)「ベトナムの農業・農村開発政策－2008年の政策転換と第11回党大会で示された方向性－」寺本実編『転換期のベトナム－第11回党大会、工業国への新たな選択－』, アジア経済研究所.
- 桜井由躬雄(1987)『ベトナム村落の形成』創文社.
- 白石昌也(1993)『ベトナム－革命と建設のはざま－』東京大学出版会.
- 白石昌也(2000)「党・国会機構概観」, 白石昌也編『ベトナムの国家機構』明石書店.
- 白石昌也(2002)「ベトナムにおける中央・地方関係」東アジア地域研究会・赤木攻・安井三吉編『東アジア政治のダイナミズム (講座・東アジア近現代史5)』青木書店.
- 竹内郁雄(1997)「ベトナム共産党第8回大会と新経済開発戦略」『アジア経済』第38巻第8号, アジア経済研究所
- 田中学 (1977)「地域農業振興思想の系譜」『農業経済研究』第49巻第2号.
- 田原史起(2000)「村落統治と村民自治－伝統的権力構造からのアプローチ」, 天児慧・菱田雅晴編著『深層の中国社会-農村と地方の構造的変動』勁草書房.
- 陳鍾煥(2008)『中国農業「保護」政策の開始と農業「産業化経営」の役割』批評社.
- 中臣久(2002)『ベトナム経済の基本構造』日本評論社.
- 農林省編 (1965)『新農山漁村建設史』農林省農政局.
- 三尾忠志(1988)「ベトナムの経済改革」三尾忠志編『インドシナをめぐる国際関係』日本国際問題研究所.
- 吉本康子(2011)「ベトナム南部少数民族居住区における『文化的な村建設』運動と儀礼的実践の現在」小長谷有紀・後藤正憲編著『社会主義的近代化の経験』明石書店.

【英語・ベトナム語文献 (書籍及びウェブサイト)】

- TCTK (Tong Cuc Thong Ke, ベトナム統計総局) (online) <http://www.gso.gov.vn> (2021年2月6日アクセス).
- TCTK(2018) *Ket qua Khao sat muc song dan cu Viet Nam nam 2016 (2016年生活水準統計)*, Nha Xuat Ban Thong Ke (統計出版社).
- World Bank(1996) *From plan to market -World development report 1996-*, New York: Oxford University

【ベトナム語文献 (共産党・国家機関文書)】

BCDTUCTMTQG (Ban Chi Dao Trung Uong Cac Chuong Trinh MTQG Giai Doan 2016-2020, 2016～2020 年段階の各国家重点プログラム中央指導委員会) (2019) *Bao Cao Tong ket 10 nam thuc hien Chuong trinh muc tieu quoc gia xay dung nong thon moi giai doan 2010-2020 (Tai lieu phuc vu Hoi nghi toan quoc tong ket Chuong trinh muc tieu quoc gia xay dung nong thon moi giai doan 2010-2020)* (2010～2020 年段階の国家重点プログラム「新農村建設」実施10年総括報告 (2010～2020 年段階の国家重点プログラム「新農村建設」総括全国会議付属資料)), 2019年10月20日発表.

BVHTTDL (Bo Van Hoa, The Thao va Du Lich, ベトナム文化スポーツ観光省) (2011) *Thong Tu, Quy dinh chi tiet ve tieu chuan, trinh tu, thu tuc, ho so cong nhan Danh hieu “Gia dinh van hoa”; “Thon van hoa”, “Lang van hoa”, “Ap van hoa”, “Ban van hoa”, “To dan pho van hoa” va tuong duong* (「文化家族」「文化村」「文化居住区」及びそれらに相当するものの名称及び公認に対する基準・順序・手続・記録書類の詳細についての決定に関する通知), 2011年10月10日公布.

CPVN (Chinh Phu Viet Nam, ベトナム政府) (1998a) *So: 133/1998/QĐ-TTg, Quyêt Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve viec Phe duyêt Chuong trinh muc tieu Quoc gia xoa doi giam ngheo trong giai doan 1998 – 2000* (1998～2000 年段階における飢餓撲滅・貧困削減に関する国家重点プログラムの承認に関する政府首相決定133号), 1998年7月23日公布.

CPVN(1998b) *So: 135/1998/QĐ-TTg, Quyêt Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve viec Phe duyêt Chuong trinh phat trien kinh te - xa hoi cac xa dac biet kho khan mien nui, vung sau, vung xa.* (山岳地域・辺境地域の特別に困難な各社の社会経済発展プログラムの承認に関する政府首相決定135号), 1998年7月31日公布.

CPVN(2006) *So: 07/2006/QĐ-TTg, Quyêt Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve Phe duyêt Chuong trinh phat trien kinh te - xa hoi cac xa dac biet kho khan vung dong bao dan toc va mien nui giai doan 2006-2010.* (2006～2010 年段階における少数民族同胞地域・山岳地域の特別に困難な各社の社会経済発展プログラムの承認に関する政府首相決定7号), 2006年1月10日公布.

CPVN(2008) *So: 30a/2008/NQ-CP, Nghi Quyêt cua Chinh phu ve Chuong trinh ho tro Giam ngheo nhanh va ben vung doi voi 61 hyuen ngheo* (61の貧困県に対する迅速かつ持続的な貧困削減援助プログラムに関する政府決議30a号), 2008年12月27日公布.

CPVN (2009) *So: 491/2008/QĐ-TTg, Quyêt Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve viec Ban hanh Bo Tieu Chi Quoc Gia ve Nong Thon Moi* (新農村に関する国家の認定基準の施行に関する政府首相決定491号), 2009年4月16日公布.

CPVN(2010) *So: 800/QĐ-TTg, Quyêt Dinh cua Thu tuong Chinh phu Phe duyêt Chuong trinh muc tieu Quoc gia ve xay dung nong thon moi giai doan 2010 – 2020* (2010～2020 年段階における新農村建設に関する国家目標プログラムの承認に関する政府首相決定800号), 2010年6月4日公布.

CPVN(2012) *So: 1489/QĐ-TTg, Quyêt Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve viec Phe duyêt Chuong trinh muc tieu Quoc gia Giam ngheo ben vung giai doan 2012 – 2015* (2012～2015 年段階における持続的な貧困削減に関する国家重点プログラムの承認に関する政府首相決定1489号), 2012年10月8日公布.

CPVN(2016a) *So: 1584/QĐ-TTg, Quyêt Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve Thanh lap Ban Chi dao Trung uong cac chuong trinh muc tieu quoc gia giai doan 2016 – 2020* (2016～2020 年段階における各国家重点プログラム

指導委員会設立についての政府首相決定第1584号), 2016年8月10日公布.

CPVN(2016b) So: 1600/QD-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ Phe duyệt Chương trình mục tiêu Quốc gia về xây dựng nông thôn mới giai đoạn 2016 – 2020* (2016~2020年段階における新農村建設に関する国家目標プログラムの承認に関する政府首相決定1600号), 2016年8月16日公布.

CPVN(2016c) So: 1920/ QD-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về Quy định Chức năng, Nhiệm vụ, Quyền hạn, Tổ chức Bộ máy và Biên chế của Văn phòng Điều phối nông thôn mới Các cấp* (各級の新農村調整事務局の機能・任務・権限・組織構成・人員の規定についての政府首相決定第1920号), 2016年10月5日公布.

CPVN(2016d) So: 1722/QD-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về việc Phe duyệt Chương trình mục tiêu Quốc gia Giảm nghèo bền vững giai đoạn 2016 – 2020* (2016~ 2020年段階における持続的な貧困削減に関する国家重点プログラムの承認に関する政府首相決定1489号), 2012年10月8日公布.

CPVN(2016e) So: 1980/QD-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về việc Ban hành Bộ Tiêu Chi Quốc Gia về Nông Thôn Mới giai đoạn 2016 – 2020* (2016~2020年段階における新農村に関する国家の認定基準の施行に関する政府首相決定1980号), 2016年10月17日公布.

CPVN(2021) So: 1719/QD-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về việc Phe duyệt Chương trình mục tiêu Quốc gia phát triển kinh tế - xã hội vùng đồng bào dân tộc thiểu số và miền núi giai đoạn 2021 – 2030, giai đoạn I :2021 – 2025* (2021~ 2030年段階, 及びその中の第一フェーズ (2021-2025年) における少数民族同胞地域・山岳地域の社会経済発展に関する国家重点プログラムの承認に関する政府首相決定1719号), 2021年10月14日公布.

DCSVN (Dang Cong San Viet Nam, ベトナム共産党) (1981) So: 100/ CT/TW, *Chi thi của Ban Bi thu Trung uog Dang về cải tiến công tác khoán, mở rộng “khoán sản phẩm đến nhóm và người lao động” trong Hợp tác xã nông nghiệp* (農業合作社における請負活動の改善及び労働グループと労働者に対する生産物請負拡大に関する党中央書記局100号指示), 1981年1月13日公布

DCSVN(1988)So:10/ NQ/TW, *Nghi quyết của Bộ Chính trị về đổi mới quản lý kinh tế nông nghiệp* (農業経済管理におけるドイモイに関する共産党政治局10号決議), 1988年4月5日公布

DCSVN(2008)So: 26 NQ/TW, *Nghi quyết của Ban Chấp hành Trung uog Dang về nông nghiệp, nông dân, nông thôn* (農業・農民・農村に関する中央執行委員会第26号決議), 2008年8月5日公布.